

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成30年6月29日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斉藤栄治

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等

子育て推進部 こども保育課、いずみ保育園、あたご保育園
消防本部 総務課、通信指令課、西消防署
市立病院済生館 管理課

(2) 監査の期間

平成30年5月9日から平成30年6月26日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記1のとおり

定例監査結果

部課等名	監査の結果
子育て推進部	指摘する事項はなかった。
消防本部総務課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の費用弁償（警戒又は訓練）の支給事務において、年間の活動を見込んで算定した支給回数により支払っているが、各団員の従事実績を確認していないため、支給回数に誤りがあるものがあつた。 2 公印の管理において、山形市消防本部公印管理規程に定める公印台帳が備えられておらず、公印の登録及び登録抹消手続がされていなかった。 3 山形県消防長会の経理事務において、立替払をしているものがあつた。 <p>意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の費用弁償（警戒又は訓練）の支給事務において、漫然として事務にあたり、各団員の従事実績の確認を怠っていたことは、誠に遺憾である。 <p>消防団員は、市民の生命と財産を守る使命感を持って業務に従事されている。この地域に根ざした活動を支援していくうえで、市民の信頼をゆるぎないものとしていかなければならない。</p> <p>これらの点も十分に勘案のうえ、今後は速やかに適切な対策を講じ、事務手続の公正性を確保されたい。</p>
市立病院済生館 管理課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあつた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用料を算定するにあたり、使用期間を1か月とすべきところを2か月としたため、使用料を多く徴収していた。 <p>また、使用料に係る消費税相当額について、土地の一時的貸付では、貸付期間が1か月以上の場合は課税の対象とならないが、課税の対象として徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市立病院済生館（隣接建物改修工事に伴う一時使用） 2 備品の管理において、現物が確認できないものがあつた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 録音装置 ・ ポラロイドカメラ ・ ラベルライター「テブラ」PRO ・ 裁断機 ・ カメラ